第明治三十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第１８６号
長崎県佐世保市花高１丁目５番３―405号
債務者　佐藤　勝美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
長崎県佐世保市赤崎町147番地10、旧住所長崎県佐世保市大野町75番地１
債務者　水溜カオル
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
長崎県佐世保市下船越町299番地１
債務者　末竹　松子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１２２１５号
千葉県松戸市小金原６丁目７　小金原団地14棟402
債務者　今門　充丸
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２１６号
千葉県松戸市小金原６丁目７　小金原団地14棟402
債務者　今門　正子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２４１号
東京都北区中十条３丁目21―９
債務者　鐙谷　　綾
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２８５号
神奈川県鎌倉市山ノ内1083―７
債務者　時友　俊彦
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３２３号
東京都葛飾区亀有４丁目16―１―406
債務者　小西　良知
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３２４号
東京都葛飾区亀有４丁目16―１―406
債務者　小西　英美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３４９号
東京都西東京市中町３丁目６―７―103
債務者　宇都宮　智
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３５４号
東京都杉並区本天沼２丁目44―８―302
債務者　澤入　吾子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７２号
青森市大字大野字前田70番地39、住民票上の住所青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字北禿56番地１
債務者　渋谷　静江
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９１号
静岡県富士宮市小泉1175番地の１　ギャランＢ202、住民票上の前住所山梨県甲府市住吉５丁目25番23号　グレイス103
債務者　小森　賢史
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２２４号
広島県福山市山手町５丁目13―17ヴィラグランブルーＡ202、住民票上の住所広島県福山市日吉台２丁目４番７号
債務者　尾熊　　緑
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１３６号
青森県北津軽郡鶴田町大字境字松本９番地１
須郷厚方
債務者　大坂　弥生
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係